

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」に係る意見について

法務省入国管理局参事官室 殿

平成 31 年 4 月 9 日
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会長 山 中 祥 弘

1 我が国の教育機関を通じて高度な専門性や日本語能力を身に着けた外国人留学生は我が国のよき理解者として貴重な人材であり、平成 30 年 12 月に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の方向性に基づき、今回、大学や大学院を卒業又は修了した外国人留学生の日本国内における就職機会の拡大が速やかに具体的に図られることは大変意義のあることである。

しかしながら、同様に総合的対応策として示されているクールジャパン分野等の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）を卒業する外国人留学生の就職機会拡大に向けた具体的な措置がなされていないことは遺憾なことである。

クールジャパン外国人材の受入れはクールジャパン戦略に位置付けられ、国家戦略特区における特例措置としての取扱いが認められ、これらの措置により外国人留学生全体の就職先の職域等が拡大していくことも望まれるが、アニメ、デザイン、CG・ゲーム、ファッション、理美容、食など、多くのクールジャパン分野等の専門領域を有し、実践的な職業教育を受け、専門職としての知識・技術、技能を身に着けた専門学校の外国人留学生に対する就職支援策を早急に講じることが何よりも必要であり、また、在留資格については、統一した取扱いがなされるよう明確な基準等の早急な策定を求めるものである。

2 我が国の産業社会及び地域経済の活力を支え、インバウンド戦略およびクールジャパン戦略の中核となっているのは中小企業である。また、専門学校に学ぶ外国人留学生が身に着けた実践的な職業教育を活かせる就職先となっているのも多くの中小企業である。

今回、上記 1 と同様に施策の方向性として示された「一定の条件を満たす中小企業への留学生の就職を支援するため、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ることについて検討し、平成 30 年度中に所要の措置を講ずる。」ことについても具体策をもって在留許可手続きが円滑進めることができるよう早急に措置を講ずることを求めるものである。

3 実践的な職業教育を行い高等教育機関に位置づけられている専門学校を卒業する外国人留学生も、今回対象となっている大学等を卒業、修了する外国人留学生もみな等しく我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良さ理解者であり、在学中に修得した知識・技術、技能や、日本語を含む語学力を活用する業務を遂行する能力を有している。

さらに、専門学校への入学資格には出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の五「申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合…」のイに日本語能力について規定されており、（大学については規定なし）専門学校の外国人留学生は、日本語能力についても一定の保証がなされていると考えている。このことから同じ要件を満たしていれば同等に取扱うことは当然であり、専門学校を卒業し専門士の称号を付与された外国人留学生に対しては同様の取扱いとするよう規定することを強く求めるものである。